

京都市文化観光資源保護財団

会報

No.15



もくじ

文化財の紹介 黒谷西翁院の澱看席

京都工芸繊維大学教授 中村 昌生 P 3～4

シリーズ まもる⑮ ずいき神輿あれこれ

西ノ京瑞鎮神輿保存会会長 入江重太郎 P 5～6

会員だより P 7～9

保護財団の活動 P 9～12

会報題字 理事長 佐伯 勇

会	報
No.15	51. 10. 15
編集・発行	
財団 京都市文化観光資源保護財団	
法人 京都市左京区岡崎最勝寺町京都会館内	
〒606 電話 075-771-6051	

——日本のふるさと・日本の宝——

◆京の緑と文化遺産をまもりましょう◆

あなたも文化観光資源の保護者として
金額の多少にかかわらずご協力をお願いします

京都市文化観光資源保護財団は、京都の貴重な文化財、伝統行事・芸能並びに文化財周辺の景観を守るために広く国民各層の方々のご協力、ご指導によって設立しました。

ご協力いただいた寄附金はすべて、基金として大切に管理するとともにその果実はすべて、文化観光資源の保護事業にあてることになっています。（基金は京都市が責任をもって管理します。）

寄附は、所定の寄附金申込書により、財団事務局までお申し込み願うか、現金書留郵便または、所定の寄附金払込書により、京都市指定金融機関及び京都市収納代理金融機関へお払い込みください。

◎お問い合わせは

京都市左京区岡崎最勝寺町 京都会館内 〒606 電話075-771-6051

財団法人 京都市文化観光資源保護財団事務局まで

ご協力ありがとうございました

寄附者芳名録(敬称略)

51.8.15~51.10.1



寄附金取扱いを行なっている
某金融機関

表紙写真解説

■千本えんま堂狂言■

千本えんま堂狂言は壬生や嵯峨の狂言とあわせて京の三大念仏狂言の一つで、平安末期、定覚上人によりはじめられ、その後鎌倉時代に再興されたものといわれている。この狂言の特色は、壬生や嵯峨の狂言がパントマイムであるのに対し、そのレパトリーの大部分が能狂言と同じくセリフをいながら動く形になっていることである。現在その伝承されるレパトリーは50を越え、台本も18種が筆録されている。行事としては、後継者不足などのため、昭和39年より中絶していたが、昭和50年春、地元関係者の努力により復活、さらに今年春には、保存会が結成され、狂言の保存と伝承に励んでいる。

—法人及び団体の部—

- 〔普通会員〕＊山中株式会社〈30万円〉
〔賛助員〕 東京地図出版株式会社
〈1万2千円〉

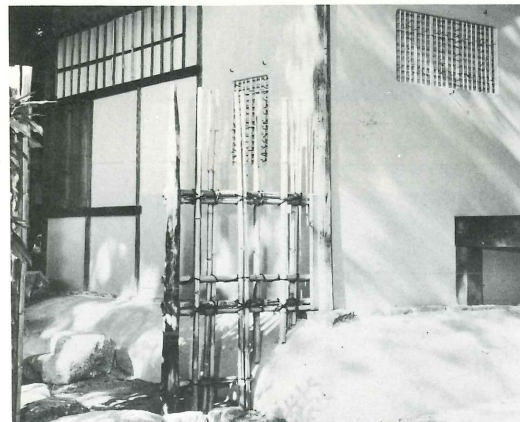
—個人の部—

- 〔普通会員〕＊福井 忠明〈6万円〉
＊北 俊一〈5万5千円〉
〔賛助員〕＊加藤 雅一〈4千円〉
＊酒井 朝円〈千2百円〉

(＊印は追加寄附の篤志者、寄附金額は累計額)

「文化財紹介」

黒谷西翁院の澱看席



京都工芸繊維大学教授

中 村 昌 生

黒谷の金戒光明寺塔頭西翁院は、藤村庸軒の養祖父源兵衛（慶長2年歿）によって天正12年創立されたと伝えられる。藤村家は代々江州に住した佐々木氏の枝葉で、源兵衛が出京、下立売西洞院に居を定め、十二屋と号し呉服商を営んだ。庸軒はこの人の嗣宗佐の養子に迎えられたのである。

藤村家の近くに菰内家があった。それで庸軒ははじめ菰内の茶を習ったという。彼の住居のなかには、織田有楽の好みに基づいた茶室が二席も設けられていた。それは有楽の好みを大いに尊重していた菰内流の影響によるものと思われる。

また庸軒は小堀遠州の茶にも交わった。正保2年10月21日朝、遠州の伏見屋敷の茶に招かれ、その時の模様を、露地や座敷から点前、会席の内容にわたり詳細に書き留めており、彼の遠州の茶に対する関心の深さを物語っている。庸軒の茶会記をみても、遠州の茶の感化を受けてい

たことがはっきりあらわれている。

こうして庸軒は、菰内や遠州の茶をも体得してのち、千宗旦の門に入り、遂に佗茶の蘊奥を極めたのであった。庸軒の出自がすでに千家と繋がっていたという説もあり、宗旦の高弟（四天王の一人）久須見疎安は庸軒の女聲でもあって、そもそも千家との由緒が深かったのも事実である。疎安は『茶話指月集』のなかで次のように記していた。

今宗旦ヨリ利休ノ台子直伝ハ藤村庸軒一人存命ノ由、此ノ人若カリシ時古織ヲ学ビ遠州公に親炙ス。強年ニ及ンデ千家ノ蘊奥ヲ探リ齒ヒ八十ヲ過ギテ一日モ炉火ヲ断サズ

庸軒はまた三宅亡羊、山崎闇斎に学問を受け、相当漢書を読み、詩文を書いた。それは『庸軒詩集』に纏められている。こうして庸軒は、富と学と教養に恵まれ、当時の市井人としては群を抜いた文化人であった。

西翁院に現存する^{よどみのせき}澱看席は、庸軒の作と伝えられる。祖父の建立したこの寺をしばしば訪れた庸軒が茶室の造立を実現したのは、極めて自然な事柄である。造立の時期は明らかでないが、寺では貞享23年の頃と伝えている。また庸軒70回忌（明和5年）に桂樹庵小野庸山の記した追悼記には次のように見える。

（庸軒の号）

反古庵好古室ニテ権律師観山出京連日茶事号紫雲庵九百年、三疊敷、中柱中壁アリ障子入ル、庭簾マテモ庸軒用ヒノマ、ナリ

これは明らかに現存の茶室を指しており、明和7年より「丸百年前」寛文8年頃の作で、当時は「紫雲庵」と号されていたことが知られる。いつの間にか席名は変ったりしたが、茶室の構

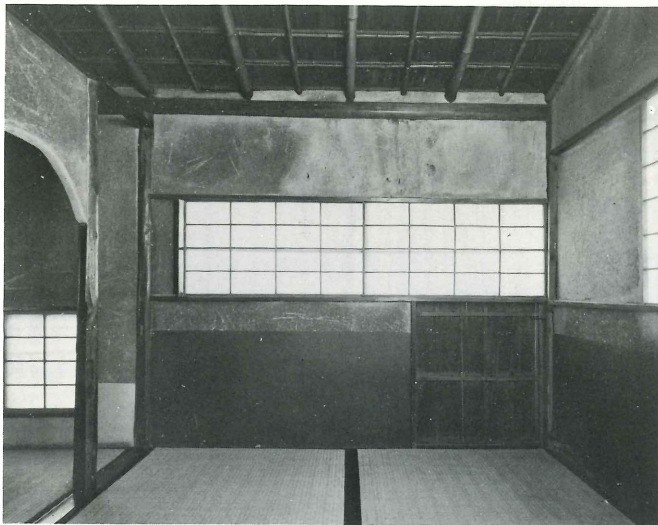
成は改変を受けることなく伝えられてきた。しかしこの十数年来荒廃の一途を辿っていたが、一昨年から国と府と市の援助の下で解体修理が加えられ、この程ようやくその修復成り、旧観をとり戻した。

茶室は、本堂の西北に接続し西向に建つ三疊敷で、片流れ柿葺屋根の最も簡素なたたずまいであるが、その前面に切妻造りのさしかけ屋根が突出し、ユニークな外観を組み立てている。このさしかけは西陽よけになり、また雨天時の中立ちどころにも役立つ巧みな工夫であった。

次に注目されるのは、点前座と客座との間に、中柱を立て仕切壁を付け、そこに火灯口をあけた構成である。これは、道具の運び付けを終わってから火灯口の襖をあけ客に接する構えで、「道安囲」と称される。創案者として千道安、利休、織部、空願らの名が伝えられるが明確でない。一時は流行したと伝えられるが、間もなく台目構えに圧倒されて衰退したようである。これは、共に一室にありながら、点前座を客座に対し次の間のように位置ずけており、亭主が謙りくだって点前をするという気持を強調した構えであった。

まだ若い頃の宗旦も千家でこの構えの三疊敷を使っていた。庸軒はそれとほとんど同じ形を西翁院に建てたのである。しかし床は板敷の室床であり、天井は一面に竹垂木竹木舞の化粧屋根裏という佗び切った表現で、佗茶を大悟した庸軒の作風が遺憾なく発揮されている。

床下の構造は明治の修理で大きく手が入れら



解体修理後の観看席内部

れていたが、他はほとんど材も古く旧形を保持している点で、芋庵茶室の遺構としては恵まれた保存状況であったから、今回の修理に際しても、合成樹脂による補修を加えるなどしてほとんど旧材の再利用を図り、旧趣の保持に徹した。その修理の成果は村田治郎博士ら専門家の眼にも満足を与える域に達したことは、喜ばしい限りであり、これに続く他の重要な茶室遺構の修理保全にも、大きな期待がかけられることになった。

景勝の地に建つこの茶室は、昔は遠く淀川が望まれ、点前座の南側の下地窓を淀見の窓と名付けるようになった。だがいつの頃から、この窓が縮小され、その外に本堂の縁の柱が立ち塞がるようになった。今回その窓は旧に復され、柱の位置も移動することによって、当初の外観が蘇ったのである。また不自然な構造で使い勝手や雨仕舞の悪かった水屋の部分（未指定）が、改良されたこともこの茶室にとって幸せであった。

シリーズまもる ⑮

「うわーこれがずいきみこしか、全部野菜で出来て居るのやそうな、話に聞いて居たより美しい、立派なものやなあ、こんなみこしはどんな人が作るんやろ」「なんやずいきみこして屋根だけやないか、前はもっと下の方までずいきで出来てたのになあ」「今年の細工物は出来が悪い。昔はもっと立派なのがあったのになあ」などと感心して見とれる人、知ったかぶりをする人など色々と耳にしますが、みこしは何ら昔と

変って居ません。また四方につけた人物などの細工物は、昔よりよくなってこそすれ悪いと言ふ様な事は絶体ありません。名前の通りずいきみこしは生のずいきは屋根ですが、人物の顔や手足など皮ふの部分は、全部干ずいきの内がわをたんねんにはいでつかって居ります。特に色の

白い人物を作る場合は白いずいきを使います。また人物のよろい、かぶとや、はきものには、すべて干ずいきの外がわを使って居ります。頭の毛やひげは、とうもろこしの毛と言った具合です。その他の木の枝、岩、家など背形もほとんどが干ずいきで出来て居ます。その他胴廻りは、すべて麦わらをうすくのばして張りつけそれに色々の模様の彫りものがしてあります。他に材料を書きあげて見ますと、ごま、なたね、

ずいき神輿あれこれ



西ノ京瑞鎮神輿保存会々長

入江重太郎

葱の種、唐辛子、一味唐辛子、赤なす、かんぴょう、しいたけ、千日紅、柚子、ふ、青のり、浅草のり、ほうずき、とうしん、稲の穂など、非常に多くの材料が苦心して使用されて居ます。この神輿は、永延元年より一千年の間五穀豊穡を祈って献上されたものですが年を経ると共に工夫され現在の様な精巧な姿の神輿となったと聞き伝えて居ります。私がまだ若年の頃はもっと荒っぽい細工がほどこされてあった様におぼえて居ます。例へば、四方の蘭間等の細工には黒ごまをふりかけた牛が一匹どんと張りつけて

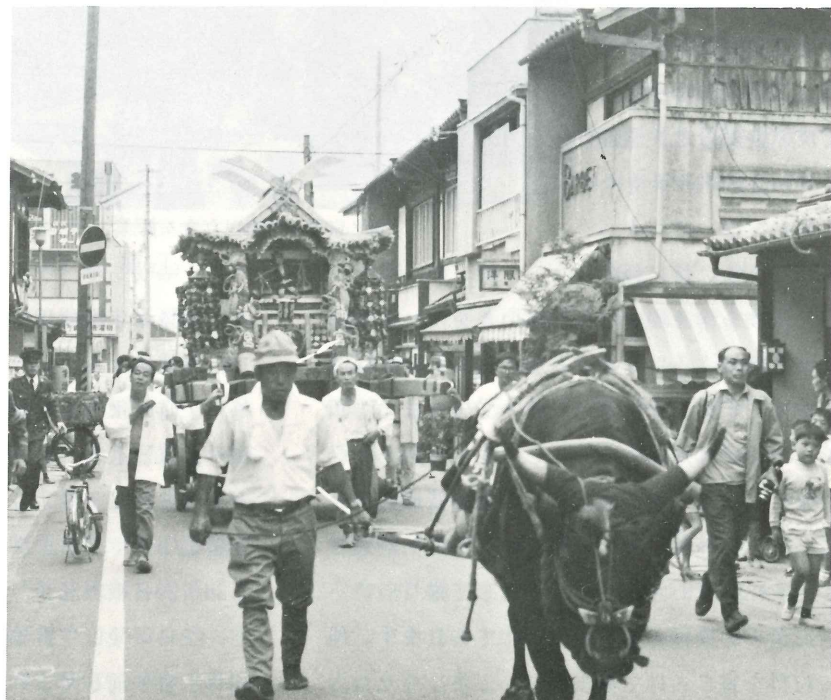
あったり、また、ひょうたん南瓜が、たてに半分に分けて張りつけてあったのをおぼえて居ります。今一度みこしの製作の過程のを見て見ますと、9月1日午後より道具調べ（これは昨年祭がすんだ後、調べ傷んだ部分を取り出し本年製作の日程を組み、及び真紅に使う千日紅を畑へ摘みに行くと共に本年度使用するずいきの出来具合を見に行き使用するずいきをきめる。）以後25日頃迄毎夜7時頃より10時頃迄、千日紅通し、麦わら張り、人形造り、房あみ等の細工をする。これが終ると29日午後よりずいき切り、30日午後より屋根ふき、これと別に角暢楽の受持町2ヶ町で28・29日夜赤茄子、唐辛子で角暢楽の製作など、28日以後は生野菜を使う部分の製作を終り、10月1日午前8時より出来上った部分の品を持

寄り、午前中がかざりつけを終りお供へする。ざっとこの様な過程ですが、戦前は西ノ京13ヶ町で各部の受持ちをきめ、各町でめいめい分担して作り持寄ったものですが、現在は会員減少のため、全部集会所で合作する様になり、町内で残って居るのは角暢樂と麦わら細工の一部鳥居製作の受持町だけです。これらを製作するのに色々ともつかしい問題があります。四面の蘭間などの細工物は特定の人を作って居た為、今まで会員はこの様な細工物は自分たちではとても出来ないと思ひ、また細工をする人も会員に教へると言ふ様な事をせず、もっぱら自分一人が秘密にして作ったものです。この為終戦後より37・38年頃までは細工をする人が非常に少く、わずかの人が細工をする為他の仕事が全部終つて居るのに、蘭間の細工が出来ず、会員が夜おそくまで何度も細工師

の所へ足をはこび、やっと10月1日のお供へに間にあわせたのをおぼえて居ります。この為これではならないと先代営会長の頃より会員全員にこの技術を取得してもらう様、毎年2月の夜に会員を集め細工師の指導のもとでまず、子供みこしの製作を始め会員全員の合作によるみこしを完成しました。以後年毎に会員技術の上達により本年は大小両方のみこし

を保存会々員で製作出来る様になりました。また後世にむつかしい技術等をつたへる様にと数年前に1年間のみこしの製作の過程を約2時間に及ぶフィルムにして保存して居ります。しかし奉仕時間が長い為会員は減少一方なため、新会員獲得に色々とも頭をなやませて居ります。また9月は台風シーズンです。干物類の細工は早く終わりますが折角苦心して作った、ずいきなど農作物が一夜にして使いものにならなくなり代りの材料集めに苦労したのも二度や三度ではありません。その為一日のお供へが終るまでは一時の間も安心出来ません。しかし、御祭当日出来上った神輿で氏子や人々の見まもる中を巡行する時の喜びはまた何とも言い様がありません。本年のずいきの作柄は非常に良好で、本年も五穀豊穰と楽しいお祭りが迎へることができ、大変うれしく存じます。

ずいき神輿の巡行風景



会員だより



文化財の心

京都市左京区修学院

伊藤 ナ ツ エ

東山山麓の安楽寺の静かな庭に向って居ると遠い先人と対話して居る様にさえ思えて心の安らぎを覚えます。昔、二僧の説法に感化され女性の園から永遠の救を求めて脱出した勇氣と真剣さ、今の私達にそれだけの気構えがあるでしょうか。大好きな寺です。文化遺産は心の遺産でもある。どんなささやかな堂宇にも先人の深い心情が溢れて居るからこそ守り継がねばならないと考えます。立派な建造物もさる事ながら、訪ずれる人も少ない辺地にある物も、もっと大切にしたい。残念なのは、参道や周辺に観光客目あての、茶店や土産物屋がケバケバしく新築されたりして、野趣を失ってしまつて、昔の方がよかったと思う事も再三です。特に嵯峨野や大原等で、拝観料の高い事。国なり自治体なりがもっと抜本的処置を講じて欲しいと思うのは私一人でしょうか。本を読むような口調の説明も何とかならないでしょうか。語りかける様に心に浸み入る様など望むのは無理でしょうか。京都の文化財を観に来て下さる人に何時迄も心に残る思い出となる様、市民の一人として願つて居ます。

昨秋、鎌倉報国寺の竹の庭で受けた感銘は、私生涯の思い出として、心の奥に温めて行くつもりです。自然のまゝの姿、余分な説明等何一つない。少しも飾られてないさりげない参道、一つ一つが素直に心にとけこんで来る。石灯籠に



京都洛東 安楽寺境内

ゆらめく、ほのかなローソクの明り静かに踏みしめる石の小路、私の求めて居たのは此処だったのか知ら…と、一服のお抹茶に感激をかみしめた事です。人それぞれに感じ方は違うでしょうが、旅先きで得た思わぬ安らぎの時、貴重なものです。どこにでもあるそしてまだ埋もれて居る文化財も心して、大切に守り継いで行きましょう。

文化財の保護について

京都市中京区西ノ京

左近 真 二

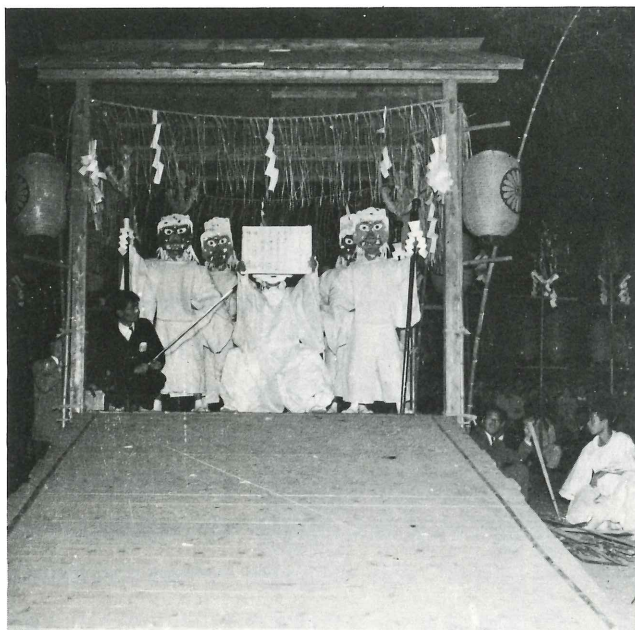
文化財の保護については、文化財保護法、古都保存法及び観光基本法等の制定によって法的措置が講ぜられています、(文化観光資源保護財団のしおり)。そして、これらの事については既に諸先生によって、(会報No.12等)、又は機会ある毎に述べられている処ありますが、この中で文化財保護法について考えて見たいと思います。

先づ文化財とはどのようなものを云うのでしょうか。これには、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝、天然記念物等があげられますが、これは只単に個人が指摘して決めるものではなく、文化財保護法にもとづいて、文化

財保護審議会において調査、審議され文部大臣が指定されたもので、従って文化財を保護し、その活用を図るために文化財保護法が制定せられ、文化財保護のための行動目的達成の為に設けられた機関として文化財保護審議会が置かれているのであります。

文化財保護法は、昭和25年5月30日法律第214号、其後数度の改正があり現行法は昭和50年法律第49号によって本格的な法改正が行われたのであります。(会報No.12号参照)。この法は文化財を保護し、その活用を図り以って国民の文化的向上に資すると共に世界文化の進歩に貢献することを目的とし、これに関連する数数の法律が統合されています。即ち国宝保存法、(昭和4年法律第17号)。重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)。国宝保存会官制、(昭和4年勅令第211号)。史跡名勝天然記念物保存法(大正8年法律第44号)。その他の文化財関係の

京の奇祭 広隆寺の「牛祭」7年ぶりに復活



諸法令を統合して制定せられたのが、この文化財保護法で(文化財保護法第1条から第130条)以下順を追って略記して見ますと、本法第2条には文化財の定義がなされ、文化財保護に関する政府及び地方公共団体の任務、(同法3条)。同時に国民所有者の心構えを明示し、(同法4条)。有形文化財、(同法3章)。無形文化財、(同法3章の2)。民俗文化財(同3章の3)。埋蔵文化財、(同4章)。史跡名勝天然記念物、(同5章) 伝統的建造物群保存地区、(第5章の2)。文化財の保存技術の保護、(第5章の3)。文化財保護審議会、(第5章の4)。について定められているのです。

この様に文化財の重要性に鑑みて法の本格的な改正になった事と思われます。かくて文化財は歴史の重要な具体的事実の考証資料として、またその美術鑑賞の対象としての大切な文化財を保護することに対して国民の1人1人が深い理解と大きな関心を持たねばならないと思います。いかに立派な法が制定されても、これを守らず無関心でこれに対応なしでは誠に無意義なものとなって終るでしょう。

わが京都市では、今更申述べる迄もなくこの文化財保護法をより一層有意義なものとする、(同法3条、4条)文化財の保護等の目的の趣旨の徹底に努められましたが、これをより一層高めるために京都市文化観光資源保護財団が設立されて6年有余、その保護目的達成に周到な注意の下に着実にその成果を挙げられつつあることを一市民として誠にうれしく、今後本財団の益々発展されます様、切望いたしますと共に、会員各位のご多幸をお祈り致します。

京都に住いして

京都市右京区嵯峨

水口英子

京都嵯峨という住いの関係というのでしょうか、あるいは京都という都市だからかも知れませんが、会社への通勤の行き帰り、とくに土曜日などは大変多くの観光の方々に接します。そして、京都のことについて色々と言われることが度々ございます。それで、京都人としてこの方々に少しでも満足していただくよう何を聞かれても、それにこたえられるようにと心掛け、

保護財団の活動

古くから伝わる京の郷土芸能を紹介する

「郷土芸能の夕」を開催

京の三大念仏狂言を

まじえての

昔なつかしい

京のまちかどを

“是非おこし下さい”

足と雑誌、パンフレット、新聞などで日々、京都の文化財、観光について勉強しております。そのため、せまい家の押入れは、その資料でいっぱいですが、これは私の宝物です。常に親切と奉仕の心掛けをもって、この方々に京都のよさを知っていただき、楽しく旅行をしていただくことが私の願いです。会社からの帰りは、嵐電かバスですが、夕暮れにもなるのに宿泊するところもわからぬ方をよく送って、帰宅が8時過ぎになったことがありました。でもこれは、私が少しでも京のよさをわかっていたきたいという心のあらわれであり、自分で満足しております。また主人も私と同じ心掛けをもっており安心して皆様に奉仕ができます。

念仏門発祥の地である京都には念仏芸能を数多く今日に伝え、晩春の念仏狂言と、盆の季節の六斎念仏はそれを代表する芸能であります。

今回開催の郷土芸能の夕では、その念仏芸能をとりあげ、かつて京の三大念仏狂言と称された壬生狂言、嵯峨狂言、千本えんま堂狂言をはじめ、京の代表的な民俗芸能、六斎念仏踊を、古く京の町かどでうたい、つたえられてきた京のわらべうた、そして町かどの芸能をまじえて紹介する。

●とき 10月30日(土) 午後6時30分より

●ところ 京都会館第2ホール

●料 金（文化財保護協力金）

前売券：600円（市内各プレガイドにおいて発売）

当日券：700円

団体券（30人以上）：500円

●主 催

京都市・財団法人京都市文化観光資源保護財団

※プログラム（順不同）

■京の三大念仏狂言

（壬生狂言・嵯峨狂言・千本えんま堂狂言）

念仏狂言は、仏教の教化活動のため宗教劇としてはじまり、しだいに能狂言などをとりいれ芸能化してきたもの。その昔、京の三大念仏狂言と称された壬生・嵯峨・千本えんま堂狂言を一同にあつめて紹介、各保存会の心意気にあふれた力演を期待したい。

出演団体：壬生大念仏講・嵯峨大念仏狂言保存会・千本えんま堂狂言保存会。

■中堂寺六斎念仏踊

平安時代、空也上人が庶民に信仰をひろめるため踊躍念仏を始めたのがおこりといわれる京の代表的郷土芸能。空也系六斎を今につたえる中堂寺六斎会のレパトリの中からなじみ深い獅子舞と土蜘蛛等の妙技を披露する。

■京のわらべうた

古く平安時代から京の町かどでうまれ、うたい伝えられた京情緒をただよわせる昔なつかしいわらべうたのいくつかを、町かどを背景に紹介する。

■町かどの芸能

古くから都であった京には、江戸時代全国から沢山の大道商人や行商人、大道芸人が集って来ました。そして京の町かどで声をはりあげ、お客の心をとらえ、お客と心を通わせて商いをしたものでした。今日、「伝統芸能」と呼ばれているそのほとんどは、京のまちかどで生まれ、京の人たちの温かい情で育くま

れた辻商人たちのうり声や口上や、大道芸から生まれたものです。「町かどの芸能」はまさに日本芸能の原点であると同時に、近世文化の原点ともいえます。

◎本催入場料を当財団会員1名につき2枚を限度に団体料金により優遇させていただきます。ついては、下記割引券を切りとり、当日、入場券売場へご提出ください。

郷土芸能の夕

主 催

京都市・財団法人京都市文化観光資源保護財団

会 員 割 引 券

¥700→¥500

51. 10. 30 Pm 6:30（開演）

京都会館第2ホール

第15回文化財特別参観のご案内

—南禅寺塔頭の金地院、と南禅院—

木枯らしが吹きすさぶ京都東山を背景に、京都・鎌倉五山の上に列せられた南禅寺塔頭の金地院と南禅院の数々の文化財をご住職さまのお話をまじえてご紹介します。今回とくに非公開の文化財を公開いたします。

◇参観日時 昭和51年12月4日（土）

午後2時（参観時間約2時間）

◇対 象 者 財団募金協力者（会員）とその家族（ただしお子さまの同伴はご遠慮願います。）

◇申込方法 往復ハガキ1人1枚に住所、氏名、年令を記入

◇申 込 先 〒606 京都市左京区岡崎最勝寺町13 京都会館内 京都市文化観光資源保護財団宛

※参加費不用

お問い合わせは当財団事務局まで
（電話 075—771—6051）

なお、人数に制限がありますので、先着順により締切らせていただきます。（先着50名まで）

□当財団の昭和52年版文化財カレンダーを申込み先着100名の方に実費頒布いたします。

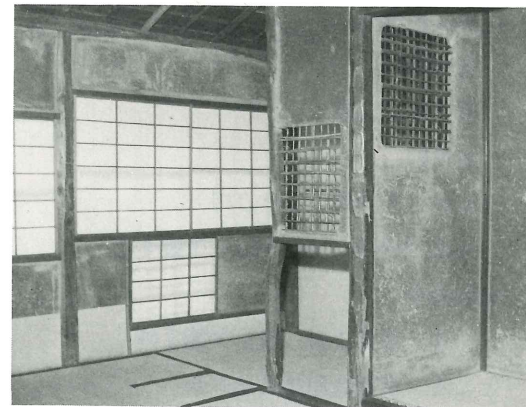
朱雀大路

□文化財保護強調週間（11月1日～7日）に各地で多彩な行事を展開

○未公開寺院特別参観（11月1日～8日）

主 催 京都古文化保存協会

参観対象



金地院 八窓席（内部）

○文化財カレンダーの内容

テーマ 京の国宝・重文建造物「塔」シリーズ

掲載写真 教王護国寺五重塔（国宝）

仁和寺五重塔（重文）

法観寺五重塔（八坂塔）（重文）

醍醐寺五重塔（国宝）

清水寺三重塔（重文）

常寂光寺多宝塔（重文）

規 格 B3・7枚もの（表紙を含む）・

6色刷カラー・アート紙

申込み方法 往復はがきに、文化財カレンダーの申込み・住所・氏名（法人の場合は法人名と代表者名）を記入のうえ11月20日までに、当財団事務局へご送付下さい。申込者については追って通知いたします。なお、申込み資格として当財団会員に限ります。

大徳寺本坊（3日休み）

玉林院（7日休み）

孤蓬庵（6日休み）

法然院

霊鑑寺

南禅寺天授院（1日・2日休み）

黒谷西翁院

聖護院

清水寺成就院

妙法院

拝観料 各寺院 300円

拝観受付時間 午前9時～午後4時

□ 雅楽の夕

と き 11月1日(月) 午後7時

ところ 京都会館第2ホール

主 催 京都雅楽連合会



□ 11月1日～7日の一週間、全国各地で文化財保護強調週間として各種行事がくりひろげられますが、忙しい毎日の生活の中では、あらたま

って文化財保護について考えられることは、めったにないと存じます。私たちの日常生活の中には、気づかれずになされている昔からの風俗、習慣が数多くあります。一般に文化財といえば、社寺などの建造物とか美術工芸品をその対象とされがちですが、私たち自身の風俗、習慣にも先祖から伝承されてきた文化財があります。この週間に、この身近な文化財をふりかえてみてはどうでしょうか。そこには、以外な発見があるかも知れません。

□ 本会報が、更に会員の皆さまと一体となり、文化財保護啓蒙の一助となりますよう、皆さま方の積極的なご意見をお待ちしております。

□ 会員の方の住所変更がありましたら、ご一報下さい。

——京の年中行事より—— (10月～52年1月)

10月22日	時代祭 御所建礼門前正午出発	9・10日	鳴滝の大根だき 午前9時
	平安神宮午後2時45分頃着		了徳寺
22日	鞍馬の火祭	31～1日	おけら詣り 八坂神社
	松明 午後7時 由岐神社	1月1日	歳旦祭 市内各神社
11月14日	嵐山もみじ祭 午前10時30分	4日	蹴鞠始め 午後2時 下鴨神社
	嵐山渡月橋附近	10日	十日ゑびす 午後2時
23日	筆供養 午後1時 東福寺山内		恵美須神社
	正覚庵	14日	裸踊り 午後7時 法界寺
12月7・8日	成道会法要と大根だき	15日	柳のお加持と弓引始め
	千本釈迦堂		午前8時 三十三間堂
8日	針供養 午後1時 法輪寺		(都合により、行事日時変更の場合があり
	針神社		ますのでご了承下さい。)